

THE COMMITTEE OF EUROPEAN SECURITIES REGULATORS

執行決定に関する EECS*のデータベースからの抜粋(XIII)

(2013年4月公表)

*(European Enforcers Co-ordination Sessions の略)

目 次

EECS/0013-01	償却原価で測定された金融負債に係る金融費用の認識.....	3
EECS/0113-02	耐用年数を確定できない無形資産.....	5
EECS/0013-03	サービス委譲契約に関連する収益と費用の表示	7
EECS/0113-04	使用価値の計算.....	9
EECS/0113-05	誤謬の重大性の評価.....	11
EECS/0113-06	期中財務諸表における関連当事者についての開示	13
EECS/0113-07	事業の定義	15
EECS/0113-08	金融商品の公正価値に関する開示.....	17
EECS/0013-09	使用価値の計算における割引率	20
EECS/0013-10	不動産の残存価額	22

(注) 本抜粋で参照されている IFRS は、財務諸表作成時に適用された IFRS に基づいており、翻訳時点(2013年)では、すでにそれらの基準の多くが改訂されている。本文書を参照する際には、現在適用されている IFRS とは内容が異なっている場合があることに留意が必要である。

番号 EECS/0113-01 償却原価で測定された金融負債に係る金融費用の認識

事業年度:2010年12月31日

論点の分野:償却原価で測定された金融負債に係る金融費用の認識

関連する基準書:IAS第39号「金融商品:認識及び測定」

執行決定日:2012年1月

発行者の会計処理についての記述

1. 発行者は、不動産会社である。その主な事業は、住宅部門での建設、土地・建物の売買、不動産の賃貸、ホテルの経営である。
2. 2008年5月、発行者は、シンジケート・ローンやその他クレジットファシリティで構成される相当額の債務の借り換えを行った。この債務の満期日は2011年2月であり、一定の財務制限条項が課せられていた。この財務制限条項に抵触した後の2008年7月に、発行者は管財人の任命の申し立てを行うことに同意した。適用される法律に基づき、管財人の管理下にある状態で、発行者の経営者は裁判所により任命された管財人の承認を受けて通常の業務を行うことができる。
3. 2011年3月、裁判所は「債権者の合意」を承認し、発行者は更生手続を終了することを認められた。債権者の合意では、以下の2つの選択肢が債権者に与えられていた。
 - 名目債務の70%削減と、修正後元本の満期を5回の年払いとする(2011年及び2012年は0.5%、2013年は1%、2014年は23%、2015年は75%)
 - 名目債務の削減は行わず、融資の満期を8年に延長する(金利はEuribor+0.5%で、管財人の任命申立日(2008年7月)まで遡って支払われる)。

2番目の選択肢は、債権者の76%によって受け入れられた。
4. 2010年度のIFRS財務諸表において、発行者は当該金融負債について金融費用を認識していなかった。発行者は、破産法により管財人の管理下にあった期間の利息の発生は停止されており、財務諸表の発行日時時点で裁判所によって債権者の合意は承認されていなかったため、認識すべき費用の金額に関し不確実性があったと主張した。
5. 2011年3月に債権者の合意が裁判所によって承認された時点で、発行者は、債権者の合意に基づき、新しい債務の条件が以前の債務の条件と実質的に異なっているかどうかを評価した。発行者は、新しい債務の条件が以前の債務の条件と実質的に異なっていると考え、以前の債務の帳簿価額と新しい債務の公正価値との差額を包括利益計算書に認識した。実質的に、未認識だった金融費用は、当初債務の認識中止によるこの利得に組み込まれることとなった。

執行決定

6. 執行者は、この会計処理が実効金利に関する IAS 第 39 号第 9 項及び AG8 項の要求事項に準拠していないとし、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 42 項に従い、誤謬の訂正として 354 百万ユーロの金融費用を、管財人の管理下にあった期間（2008 年 7 月から裁判所の承認が行われた 2011 年 3 月まで）にわたり遡及的に認識するよう発行者に求めた。

執行決定の根拠

7. 執行者は、管財人の管理下にある期間中に利息の発生を停止する法律は、債務者が債務の再交渉を行えるようにするための法的保護であると考えた。さらに、債権者の合意に債務軽減が含まれなかった場合、裁判所は利息発生を停止を申立日から取り消すこととなるため、この停止は永久的なものではない可能性がある。永久的な利息発生を停止に関する決定は、裁判所が承認した債権者の合意の内容に左右される。発行者のケースでは、管財人任命の申し立てを行ったことがないかのように利息を遡及払いすることが合意に定められていた。
8. また、執行者は、破産法が会計処理及び当初認識後の測定基礎の適用（すなわち、引き続き適切となる当初実効金利を用いた償却原価）に影響を与えなかったと結論付けた。発行者が経営難に陥り、債務を全額弁済する能力に関し不確実性が生じた場合であっても、企業が継続企業として存続するのであれば、金融負債に係る当初認識後の測定基礎を適用しないことがあってはならない。よって執行者は、発行者は償却原価法を引き続き適用し、当初実効金利により金融費用を認識すべきであったと結論付けた。

番号 EECS/0113-02 耐用年数を確定できない無形資産

事業年度:2011年12月31日

論点の分野:耐用年数を確定できない無形資産

関連する基準書:IAS第38号「無形資産」

執行決定日:2012年5月

発行者の会計処理についての記述

9. 発行者は、写真製品及びサービスの販売を専門に行う上場企業である。発行者の財政状態計算書には、「外部から取得した顧客関係」という無形資産が含まれており、総資産の7%を占めていた。
10. 発行者は、この無形資産の耐用年数の評価を、「確定できる」から「確定できない」に変更した。発行者は、IAS第38号第88項が、関連するすべての要因の分析に基づいて、無形資産が、企業への正味のキャッシュ・インフローをもたらすと期待される期間について予見可能な限度がない場合、耐用年数を確定できないものとみなさなければならないと定めていると主張した。発行者は、「予見可能な限度がない」ことは、「予測可能な限度」がないことを意味するものであると理解していた。この見方に基づくと、限度を正確に決定できない場合、無形資産の耐用年数は確定できないと判断できることになる。
11. 発行者は、耐用年数の期間を予見することが不可能な場合、その無形資産の耐用年数は確定できないと考え、様々な要因(例:技術的進化、消費者行動の変化)により、消費者との関係の耐用年数を予見することが不可能になったと主張した。この主張の裏付けとして、発行者は「確定できない」とは「無限」を意味するものではないと述べられているIAS第38号第91項に言及した。

執行決定

12. 執行者は、外部から取得した顧客関係の耐用年数の評価を「確定できる」から「確定できない」に変更したことは、IAS第38号の要求事項に準拠していないと判断した。

執行決定の根拠

13. IAS第38号に基づくと、無形資産は、耐用年数に「予見可能な」限度(すなわち、予想される限度)がない場合(例えば、ブランド名や企業との顧客関係の場合)にのみ、耐用年数が確定できない。発行者のケースでは、顧客関係は個人とのものであり、よって当然のことながら期限が存在する(すなわち、顧客の死亡)。
14. IAS第38号BC65項(a)は、無形資産の耐用年数を正確に算定するのが困難だということは、耐用年数を確定できないとみなす根拠にはならないとしている。IAS第38号BC62項で

は、「法的権利」に基づく無形資産に関し、キャッシュ・フローが有限の期間にわたって継続すると予想される場合には、当該資産の耐用年数はその有限の期間に限定されるが、キャッシュ・フローが不確定の期間にわたり継続すると予測される場合には、耐用年数は確定できないと述べられている。

15. IAS 第 38 号第 91 項で説明されている、「確定できない」は「無限」の耐用年数を意味するものではないという概念では、耐用年数を確定できない無形資産に関し、キャッシュ・インフローが無期限に継続するためには、維持費が必要であることが説明されている。例えば、投資を行わなければ、ブランド名の耐用年数は永久には続かない。これは、このケースの状況には当てはまらなかった。

番号 EECS/0113-03 サービス委譲契約に関連する収益と費用の表示

事業年度:2010年12月31日

論点の分野:サービス委譲契約

関連する基準書:IFRIC 第12号「サービス委譲契約」

執行決定日:2011年11月

発行者の会計処理についての記述

16. 発行者は、(IFRIC 第12号の適用範囲に含まれるサービス委譲契約に基づき)高速道路コンセッション、通信、空港、駐車場、物流施設の5部門でインフラ管理を行うグループの親会社である。その主要な事業は、高速道路の建設・維持・運営及び(官民サービス委譲契約の営業者としての)高速道路コンセッションの管理である。
17. 2010年度のIFRS連結財務諸表において、発行者は、建設又は改修サービスを提供した対価としてサービス委譲契約の営業者が受領した契約上の権利に対し、それらの権利の性質に応じて異なる会計方針を適用していた。これらの権利は、(適用された方針に応じて)財政状態計算書に認識されている無形資産又は債権いずれかの追加として認識されていた。発行者は、提供した建設サービスに関連して、包括利益計算書で費用の会計処理を行っていなかった。
18. 発行者は、インフラ建設は、発行者の指示を受けて第三者(建設請負業者)が発行者の代わりに行ったとして、その会計方針を正当化した。発行者は、自らインフラを建設しなかったため、IAS 第11号「工事契約」は適用されず、他の資産の取得と同じように、包括利益計算書での処理を行うことなく資産の取得を計上すべきであると考えた。建設に係る収益及び費用は、建設に伴うリスクと便益を発行者が引き受けなかったため、認識されなかった。
19. 発行者は、会計方針の裏付けとして、サービス委譲契約に適用される自国のGAAPに言及した。

執行決定

20. 発行者は、IFRIC 第12号の適用にあたり、発行者が資産を自ら建設した場合も請負業者を使って建設した場合も、包括利益計算書において収益を建設原価と相殺すべきではないと結論付けた。したがって、発行者は、IAS 第11号に従って収益及び建設又は改修費を個別に計上し、IAS 第8号第19項に従って財務諸表を訂正することを発行者に求めた。

執行決定の根拠

21. IFRIC 第12号第14項に基づくと、営業者は、建設又は改修サービスに関する収益及び費用を、IAS 第11号に従って会計処理しなければならない。IFRIC 第12号BC34項は、収益

合計がキャッシュ・インフロー総額に等しくない状況に関し、そうした結果が生じるのは、営業者が建設サービスと引き換えに無形資産を受け取る時、インフロー及びアウトフローが1組ではなく2組存在するからであると説明している。最初の1組では、委譲者との交換取引で建設サービスが無形資産と交換される。2組目では、委譲者から受け取る無形資産が、公共サービスの利用者からのキャッシュ・フローを生み出すために使用される。

22. 執行者は、発行者の当該会計方針は、IAS 第18号「収益」に定義されるように発行者が本人ではなく代理人として活動を行った場合にのみ容認されると結論付けた。特定の事実及び状況から、執行者は、発行者は代理人として行動していたのではないとした。発行者がインフラを直接建設せず、第三者に外注していたとしても、建築請負業者は発行者のために、発行者の指示を受けて建設を行っていた。発行者は、建設から生じる重要なリスク及び便益にさらされており、サービス委譲契約に定められるすべての技術要件及び条件を満たす責任を負っていた。

番号 EECS/0113-04 使用価値の計算

事業年度:2011年12月31日

論点の分野:使用価値の計算

関連する基準書:IAS第36号「資産の減損」

執行決定日:2012年6月

発行者の会計処理についての記述

23. 発行者は、財政状態計算書において資本の100%を上回る金額ののれんを認識していた。
24. 各資金生成単位(CGU)の回収可能価額は、割引キャッシュ・フロー法を用いて使用価値に基づき算定されていた。CGUに関しキャッシュ・フローの見積りを算定するにあたり、CGUに直接関係するコストと発行者の販管費の一部(すなわち、間接的な全社コスト)が含まれていた。キャッシュ・フローにおいて、間接的な全社コストとして、販売担当取締役、人事担当取締役、最高財務責任者、最高情報責任者のコストは含まれていなかった。発行者は、取締役に係るこれらのコストはCGUに配分すべきではないと考えていた。これは、CGUのキャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローを算定するにあたり、キャッシュ・フローの独立性が重要な要件であり、これらのキャッシュ・フローは個々のCGUではなく会社全体に利益をもたらしているという考え方に基づいていた。
25. 配分されなかった全社コストは、全社的な最適化のために必要なものであり、個々のCGUの業績を改善するためのものではなかった。例えば、CGUが売却された場合、これらの執行役員のコストは売却価格を決定するにあたり考慮されず、売却後も発行者に残ることになる。

執行決定

26. 発行者は、一定の全社コストをCGUに配分するコストから除外することは、IAS第36号の要求事項に準拠しておらず、すべてのキャッシュ・アウトフローはキャッシュ・フロー予測に含めるべきであると結論付けた。

執行決定の根拠

27. 発行者は、当該全社コストは、IAS第36号第39項(b)によれば、資産の継続的使用によるキャッシュ・インフローを発生させるために必然的に生じるキャッシュ・アウトフローであり、合理的かつ首尾一貫した基礎により資産に配分できると結論付けた。また、内部管理報告書において、発行者はすべてのコスト(執行役員のコストを含む)をCGUに配分していた。
28. のれん及びその他無形・有形資産はすべてCGUに配分されており、すべての見積キャッシュ・インフローはキャッシュ・フロー予測に含まれていたことから、CGUの見積キャッシュ・フ

ローから全社的なコストを除外することは合理的ではなかった。

29. IAS 第 36 号第 45 項(b)のガイダンスは、有形又は無形資産の機能が拡張される状況に言及したものであるため、この状況には当てはまらなかった。また、IAS 第 36 号第 6 項の定義に定められ、IAS 第 36 号第 68 項から第 69 項で詳しく説明されているキャッシュ・フローの独立性とは、キャッシュ・インフローに関するものであり、発行者が言うキャッシュ・アウトフローではなかった。

番号 EECS/0113-05 誤謬の重大性の評価

事業年度:2010年12月31日

論点の分野:重大性、誤謬の訂正

関連する基準書:IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」、IAS第40号「投資不動産」

執行決定日:2011年12月

発行者の会計処理についての記述

30. 発行者は、貸付や投資の助言などの銀行サービスを、個人、法人及び公的部門の顧客に提供する金融機関である。発行者は、投資不動産に分類された不動産をいくつか所有していた。発行者の会計方針によれば、投資不動産は、IAS第40号で容認されるに原価モデルを使って測定されている。2010年の年次財務諸表における当該投資不動産の帳簿価額は2.2百万ユーロであった。
31. IFRS財務諸表の注記では、専門の鑑定士が投資不動産の1つの公正価値が帳簿価額よりも0.8百万ユーロ高いと見積ったことが説明されていた。発行者は、自らの会計方針に反し、この金額を再評価利得として包括利益計算書を通じて2010年に認識した。発行者は、会計方針の任意の変更を行ったとは述べておらず、ポートフォリオの他の投資不動産の再評価は行っていなかった。発行者の2010年度の税引後純損失は、投資不動産の再評価を含め、1.6百万であった。再評価の影響は、税引後で0.6百万ユーロであった。
32. 発行者は、再評価した投資不動産は、2010年中に売却する予定であったが、売却が延期になったと主張した。最終的に2011年後半に売却され、その価格は投資不動産の帳簿価額プラス0.8百万ユーロであった。発行者は、財務諸表における投資不動産の再評価利得の重要性は低いと主張した。
33. 監査人は、監査レビューのメモランダムにおいて、再評価が発行者の会計方針に従ったものではないことに留意したが、誤謬は重大ではないと結論付けた。発行者は、特に資本に重大な影響が及ばなかったであろうことから、誤謬が重大だとは考えなかった。

執行決定

34. 執行者は、1つの投資不動産の再評価はIAS第40号の要求事項に準拠しておらず、この再評価は財務諸表において重大な誤謬であると結論付けた。したがって、執行者は2011年財務諸表において遡及的に誤謬を訂正するよう発行者に求めた。
35. 執行者は、IAS第8号第42項が、重大な過年度の誤謬を、発見後、発行が承認される最初の1組の財務諸表において遡及して訂正することを企業に対して求めており、IAS第8号第49項は過年度の誤謬について特定の開示を要求していることを指摘した。

執行決定の根拠

36. 投資不動産の測定に関する会計方針は原価モデルであった。発行者は会計方針を公正価値モデルに変更しておらず、他の投資不動産の再評価は行っていなかったため、執行者は、当該投資不動産の再評価は IAS 第 40 号の要求事項に準拠していないと結論付けた。
37. 執行者は、投資不動産の再評価について認識された金額により、2010 年の年次財務諸表に重大な誤謬が生じたと考えた。執行者は、報告された当期純損失 1.6 百万ユーロは、再評価が行われなければ 2.2 百万ユーロの損失になっていたとして、この差異は重大であると考えた。

番号 EECS/0113-06 期中財務諸表における関連当事者についての開示

事業年度:2011年3月31日

論点の分野:期中財務諸表における関連当事者についての開示

関連する基準書:IAS第24号「関連当事者についての開示」、IAS第34号「期中財務報告」

執行決定日:2011年9月

発行者の会計処理についての記述

38. 発行者は、工業用金属を製造している。1人の主要株主が、株式の64%を保有していた。「その他の金融資産」の残高が、2011年第1四半期に大きく増加し、資本の17%にのぼったが、発行者は2011年3月31日時点の期中財務諸表においてその他の金融資産の変動について説明していなかった。
39. その他の金融資産には、2011年1月に取得したB社の株式が含まれていた。この取引は、余剰資金を株式に投資するという発行者の取締役会の決定を受けて行われたものであった。同時に、発行者が、取締役会の議長でもある主要株主とオプション契約を締結することも決定されていた。当該オプション契約により、発行者は2011年1月に取得した際と同じ価格でB社の株式を売却することができる。このオプション契約は、株価がその後低下するリスクを回避するためのものであった。
40. 当該オプション契約には、発行者が、B社の株式を2011年4月末までとなる契約期間中のどの時点でも主要株主に売却できると定められていた。B社の株価は2011年春に下落したため、発行者はこれらの株式をオプション契約に基づき主要株主に売却することを決定した。売却は、売却日の市場価格よりもかなり高い価格で2011年4月13日に行われた。株式は購入したのと同じ金額で売却されたため、当該取引によって発行者の純利益に影響は及ぼさなかった。発行者は、2011年3月の期中財務諸表において関連当事者に関する開示を含めていなかった。

執行決定

41. 執行者は、発行者がその他の金融資産の重大な変動及び最大株主とのオプション契約について、2011年3月の期中財務諸表で開示を行っていないことは、IAS第34号第15B項及びIAS第24号第18項と第19項に準拠していないと考えた。

執行決定の根拠

42. IAS第34号第15B項(h、j及びl)は、企業の金融資産及び金融負債の公正価値に影響を与える事業又は経済状況の変化、関連当事者間取引、資産の目的又は用途の変更による金融資産の分類の変更を開示するよう要求している。

43. IAS 第 24 号第 18 項及び第 19 項は、関連当事者との関係が財務諸表に与える潜在的影響を利用者が理解するのに必要な、関連当事者との関係の内容、また、取引及び未決済残高(コミットメントを含む)に関する情報の開示を求めている。

番号 EECS/0113-07 事業の定義

事業年度:2010年12月31日

論点の分野:事業の定義

関連する基準書:IFRS第3号「企業結合」

執行決定日:2012年3月

発行者の会計処理についての記述

44. 発行者は、海運業を営んでおり、自動車及びその他車両の運搬のための船舶を所有している。2010年6月、発行者はB社の全株式をA社から取得した。B社は、A社の海運業へのすべての投資を保有していた。これらの投資は、特別目的会社(C1社～C4社がそれぞれ所有するD1社～D4社。持株比率は異なる)の株式を所有する持株会社(B社が100%保有するC1社～C4社)の株式で構成されていた。特別目的会社は、それぞれ1隻ないしは2隻の輸送船を所有し、運航していた。
45. B社又はその子会社に従業員はいなかった。取得日時時点で、それぞれの会社の管理に関する業務は限られており、他の業務は委託されていた。A社のすべての従業員は、B社の姉妹会社である管理会社(以下「管理会社」)によって雇用されており、取引の一部ではなかった。管理会社は、従業員がいくつかの投資分野を扱うマトリクス組織であった。取引の一環として、管理会社の3人の従業員が発行者での雇用の申し出を受け入れた。
46. 船舶を所有する会社(D1社～D4社)は、船舶のチャーター及び売買の支援に関し、管理会社と契約を締結していた。管理会社は、船舶の売買、新規用船契約の締結、及び顧客対応に関し支援を行うため、シップブローカーを利用していた。ブローカーは、船舶の売買を支援していた。技術管理は、船舶を所有する企業から管理会社に2009年秋まで委託されており、その後は独立の第三者に委託されていた。
47. 発行者は、当該取引を資産の取得として会計処理していた。支払われた対価及び関連する取引コストは船舶の取得価格として認識されていた。
48. 発行者は、船舶は単なるパッシブ投資であり、商業及び技術の管理に関するすべての活動は管理会社が独立の第三者に委託されていたことから、B社はプロセスで構成される事業を有していなかったと主張した。そのため、当該取得は、船舶を単独で取得したかのように会計処理された。

執行決定

49. 発行者は、取引を資産の取得として会計処理することはIFRS第3号の要求事項に準拠していないと考え、当該取引を企業結合として会計処理することを発行者に求めた。その結果、取引コストは費用計上され、船舶は公正価値で認識され、繰延税金が名目金額で認識され、

これらの金額と支払った対価の金額の差額がのれんとして認識された。

執行決定の根拠

50. IFRS 第 3 号第 3 項に従うと、企業は、IFRS 第 3 号の事業の定義を適用し、取引又はその他の事象が企業結合に該当するかどうかを判断しなければならない。事業は、付録 A において、投資家又はその他の所有者、構成員又は参加者に対し、配当、コストの低減又はその他の経済的便益という形でのリターンを直接的に提供する目的で実施され管理される、活動及び資産の統合された組合せと定義されている。IFRS 第 3 号 B7 項に事業の定義に関するさらなるガイダンスが示されており、事業は、インプットと、アウトプットを創出する能力を有する当該インプットに適用されるプロセスとで構成されると述べられている。
51. 取引を分析するにあたり、執行者は次の要素に関連性があると考えた。
- インプット: 船舶を所有する 4 社の株式、用船契約、委託契約、シッブローカーとの関係、及び顧客関係
 - プロセス: 船舶のチャーター及び運航に関する活動、資金調達、流動性管理、金利リスク管理、及び船舶の売買
 - アウトプット: B 社は、用船契約から利益を生み出していた。また、船舶から経済的便益を得る能力を有し、新規契約を締結するプロセスを確立していた。
52. IFRS 第 3 号付録 B11 項では、特定の組合せが事業に該当するかどうかを評価するにあたり、売手はその組合せを事業として運営していたかどうかや、取得企業がその組合せを事業として運営することを意図しているかどうかは関係がないと述べられている。市場参加者は、資産及び活動の統合された組合せを事業として実行、管理することを選択できるため、売手が一部の活動(例えば、手数料が支払われていた管理サービス)を第三者に委託していたことは関係なかった。したがって、IFRS 第 3 号に従うと、当該取得には事業を構成する 3 つの要素がすべて含まれていた。

番号 EECS/0113-08 金融商品の公正価値に関する開示

事業年度:2009年12月31日

論点の分野:公正価値に関する開示

関連する基準書:IFRS第7号「金融商品:開示」、IAS第39号「金融商品:認識及び測定」

執行決定日:2011年5月

発行者の会計処理についての記述

53. 発行者は、子会社を通じて銀行業務を行う持株会社である。2010年、監督規制当局は、特に売買目的活動におけるリスク管理手続、デリバティブの評価、及び結果的に当該銀行の自己資本規制を正しく計算・報告できなかったことに関し、銀行規制に違反したとして子会社の銀行免許の認可を取り消した。
54. 当該銀行の売買目的デリバティブのポートフォリオには、売買目的資産(その約80%が公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類)と、売買目的負債(その約60%が公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類)が含まれていた。発行者は、それらのデリバティブ(主に株価指数に関するデリバティブで、満期日は様々であった)の市場が活発でなかったため、レベル3の評価が必要であったと主張した。発行者の会計方針によれば、そのポジションの50%以上が日々取引されており、少なくとも1週間のうち3日に関しそれだけの取引が行われており、過去3ヶ月の間にそのような週が少なくとも3週間はある場合に市場は活発であるとみなされる。
55. 2008年財務諸表において、発行者は公正価値ヒエラルキーに関するIFRS第7号の改訂¹を早期適用していた。
56. 発行者の会計方針は、当初認識時の取引価格と内部モデルに基づく価値との差額を、当初認識時に包括利益計算書に認識するというものであった(初日利得/損失)。2008年財務諸表では、そうした利得/損失が重要でないとして開示されていた。その記述は2009年財務諸表には含まれていなかったものの、その記述の削除に関し説明は開示されていなかった。

執行決定

57. 執行者は、市場情報が入手可能な場合における公正価値ヒエラルキーのレベル3の利用に関し、IFRSの要求事項に準拠しておらず、レベル3の開示に関する要求事項に準拠していないと結論付けた。また、執行者は、発行者が初日利得/損失の当初認識に関するIFRSの要求事項にも準拠していないことを発見した。

¹ (訳者注)IFRS第7号の公正価値ヒエラルキーに関する開示はIFRS第13号「公正価値測定」(2011年5月)へ移されている。

執行決定の根拠

58. IAS 第 39 号第 48A 項²は、公正価値の最善の証拠は、活発な市場における公表価格であるとしている。評価に関するガイダンスが IAS 第 39 号 AG76 項³に示されており、評価技法には、市場参加者が価格決定の際に考慮するであろうすべての要因を織り込むべきであり、金融商品の価格算定について広く受け入れられている経済学的方法論と整合したものでなければならないとされている。また、IAS 第 39 号は、評価技法に関し、同一の金融商品の観察可能な現在の市場取引価格、又は入手可能である観察可能な市場データに基づいてその有効性を検証し、テストすることを企業に対して求めている。
59. IAS 第 39 号 AG64 項⁴では、当初認識時における金融商品の公正価値の最善の証拠は、公正価値が同一の金融商品の観察可能な現在の市場取引との比較によって確認される、又は観察可能な市場からのデータのみを変数とした評価技法に基づいている場合を除き、取引価格（つまり授受された対価の公正価値）であると述べられている。
60. 監督規制当局の調査によって、2009 年中及び 2010 年第 1 四半期のすべての取引日に関し、当該金融商品について入手可能な市場情報が存在し、発行者の報告日に近い時期に保有していた一部の金融商品に関し、市場取引が存在したことが示された。使用された評価モデルに関して疑義が生じたが、市場情報が入手可能であったことによりレベル 3 の分類が適切ではなかったことが明らかになったため、執行者はそれ以上この点について追求しなかった。結果的に、売買目的ポートフォリオは 2009 年 12 月 31 日時点で、市場の観察可能なインプットに基づいた場合の評価と比較し、大きく過大表示されていた。
61. レベル 3 の利用はすべてのケースで適切ではなかったが、発行者は、ポートフォリオのかなりの部分をレベル 3 に分類していた。レベル 3 の公正価値を使用した場合、IFRS 第 7 号第 27B 項⁵により追加の開示が要求されるが、この開示は行われていなかった。
62. IAS 第 39 号 AG76A 項⁶は、金融商品の当初認識時に利得又は損失が認識されない場合、市場参加者が価格を決定するときに考慮するであろう要因（時間を含む）の変動から生じた範囲についてのみ、当初認識後に利得又は損失を認識することを求めている。
63. 発行者は、発行者のシステムは当該金額を計算することができないため、初日利得の認識

² (訳者注) IFRS 第 13 号「公正価値測定」(2011 年 5 月公表)により、当該項は削除されている。

³ (訳者注) IFRS 第 13 号「公正価値測定」(2011 年 5 月公表)により、当該項の引用箇所は削除されている。

⁴ 訳者注 3 と同様。

⁵ (訳者注) IFRS 第 13 号「公正価値測定」(2011 年 5 月公表)により削除されている(訳者注 1 参照)。

⁶ (訳者注) IFRS 第 13 号「公正価値測定」(2011 年 5 月公表)により、当該項の引用箇所は修正され、IFRS 第 9 号「金融商品」に移されている。

に関する会計方針は IAS 第 39 号に従ったものではないと主張したが、執行者はこれを受け入れなかった。

番号 EECS/0113-09 使用価値の計算における割引率

事業年度:2009年12月31日

論点の分野:使用価値の計算における割引率

関連する基準書:IAS第36号「資産の減損」

執行決定日:2010年2月

発行者の会計処理についての記述

64. 発行者は再生可能エネルギー分野の企業であり、ソーラーパネルの製造・販売を行っている。発行者は、規制市場への上場プロセスの途中であった。審査の対象となっていた目論見書には、2009年、2008年及び2007年のIFRS財務情報が含まれていた。
65. 2007年、発行者は別の企業からソーラーパネルの製造事業を取得した結果、171百万ユーロののれんを計上していた。こののれんは、財政状態計算書に認識された唯一の耐用年数を確定できない無形資産であった。
66. のれんの99%以上は、ソーラーパネル製造のCGUに配分されていた。その減損テストにおいて、当該CGUの回収可能価額は、6年間にわたる税引前キャッシュ・フローに基づき、使用価値を計算することにより算定された。発行者は、使用価値の算定に用いた主な仮定には、各期間の営業利益、期間成長率、税引後割引率が含まれると開示していた。それにもかかわらず、使用価値計算の一部データ(例:営業利益)は財務諸表のセグメントに関する注記に開示されていた情報と異なっていた。
67. 割引率を決定するにあたり、発行者は借入金の金利の平均として負債コストを計算していたが、長期劣後ローンは計算から除外していた。
68. 発行者は、のれんに関して減損損失は認識されなかったと開示していた。開示されていた予算上の売上総利益には、市場の発展の見込みが織り込まれていた。成長率は、当該業界の予測と一致しており、割引率は税引前で計算され、関連セグメントに関係する特定のリスクを反映していた。発行者は、割引率の0.5%ポイントの増加がのれんの減損損失の認識にはつながらないと開示していた。しかしながら、開示されていた割引率の2008年から2009年の減少は、2009年財務諸表における感応度分析に含められていた0.5%ポイントのシナリオよりも多かった。

執行決定

69. 執行者は、発行者がIAS第36号の要求事項に準拠していないと判断し、のれんの減損を認識し、2009年財務諸表においてIAS第36号で要求されている追加の開示を行うため、減損の計算を見直すよう求めた。

執行決定の根拠

70. IAS 第 36 号第 33 項は、使用価値を測定する企業に対し、キャッシュ・フロー予測を、当該資産の残存耐用年数にわたり存在するであろう一連の経済的状況に関する経営者の最善の見積りを反映する、合理的かつ裏付け可能な前提を基礎として、経営者によって承認された直近の予算に基づき行うことを求めている。企業は、将来のリストラクチャリング又は資産の機能の改善もしくは拡張から生じることが予想される将来のキャッシュ・インフロー又はアウトフローの見積りは含めてはならない。
71. 執行者は、予測の基礎として用いられたキャッシュ・フロー（すなわち、将来の営業利益の予想）が、2009 年及び 2008 年の財務諸表のセグメントに関する注記に含められていた償却前営業利益と大きく異なっていることを発見した。報告されていた CGU の回収可能価額を算定するために用いられた税引前で見積キャッシュ・フローは、6 年間の営業利益に関する予想が取締役会によって承認された予算に基づいていなかったため不適切であった。したがって、執行者は計算で用いられた見積キャッシュ・フローを修正する必要があると判断した。
72. IAS 第 36 号第 55 項は、減損テストで使用し、財務諸表で開示する割引率は税引前の利率でなければならないとしている。したがって、執行者は、2009 年に関して開示されていた割引率は、税引後の利率が開示されており、企業が実際計算で用いた税引前の利率でないことから、適切ではないと結論付けた。
73. IAS 第 36 号第 55 項から第 57 項は、割引率は、貨幣の時間価値及び資産に固有のリスク（将来キャッシュ・フローの見積りを調整していないもの）に係る現在の市場評価を反映した、税引前の利率でなければならないとしている。特に執行者は、IAS 第 36 号 A19 項において、割引率が、企業の資本構成及び企業が資産の購入資金を調達する方法とは無関係であると述べられている点に留意した。
74. 執行者は、適用された信用リスクスプレッドが、貨幣の時間価値及び資産に固有のリスクに係る現在の市場評価を反映したものではなかったことから、税引後加重平均資本コスト（WACC）の計算で発行者が用いた負債コストに同意しなかった。執行者は、出発点（IAS 第 36 号 A17 - A19 項）として、発行者が 2009 年に締結した、信用リスクに係る現在の市場評価を反映したすべての新規ローンと、当初計算から除外されていた劣後ローンを考慮し、利率を再度計算することを当該企業に求めた。

番号 EECS/0113-10 不動産の残存価額

事業年度:2011年12月31日

論点の分野:不動産の残存価額

関連する基準書:IAS第16号「有形固定資産」

執行決定日:2012年3月

発行者の会計処理についての記述

- 75.発行者は、補給船及び海中船を所有、運航しており、海中市場へのサービスを提供している。これらの船舶は、発行者の総資産の重要な部分を占めている。これらの船舶の経済的耐用年数は、30年であると見積られているが、発行者は20年経過した船舶は売却する方針であるため、その耐用年数は20年である。
76. 発行者は、船舶の残存価額が取得原価の50%であると見積っていた。残存価額は、耐用年数にわたり一定であると想定されていた。発行者は、その実現はかなりの期間にわたることから、残存価額の見積りには高いレベルの不確実性が存在すると財務諸表で述べていた。船舶の平均経過年数は6年であったことから、その実現は平均で14年後ということになる。
77. 発行者は、執行者とのやり取りの中で、割引キャッシュ・フローを用いた船舶の評価は、取得原価と要求収益率に基づいて計算されたことを説明した。キャッシュ・フローを割り引くために用いた要求収益率は、船舶の耐用年数を通して固定されていた。計算により、20年後の市場価値は取得原価の約65%であると見積られた。これは、20年から30年のキャッシュ・フローを20年目の現在価値に割り引いたものに相当する。計算において、インフレは考慮されていなかった。
78. より古い船舶は、保守の必要性が必然的に大きくなり、船舶の耐用年数を30年とするためには、船舶の経過年数が10年から20年の間にかなりの保守が必要とされる。こうした条件は、残存価額を、年金法で導出された取得原価の65%ではなく50%と設定することにより見積りで勘案されていた。
79. 発行者は、市場が未成熟であり、不確実性が高いことを考慮して、使用した見積りは保守的なものであると主張し、2000年以降に建造された新しい船舶は、取得原価よりもかなり高い価格で販売されているという統計を提示した。オフショア市場の歴史は比較的短く、船舶の販売数は限定的であることから、現時点での船舶と20年後に船舶を売却した結果得られる金額とを比較することは困難であった。
80. 残存価額の見積りに関連して、発行者はブローカーの評価に対する比較を行った。見積りがブローカーの評価に基づいていたとしたら、残存価額は割引キャッシュ・フローを使って計算された金額よりもかなり高くなっていた。発行者は、財務報告の変動性が大きくなるため、ブ

ローカーの評価を基礎としないことを選択した。発行者は長期的な観点を有しており、残存価額の変動において長期のトレンドの変動のみを反映していた。

執行決定

81. 執行者は、発行者による残存価額の計算を認めず、取得原価に基づき残存価額を見積ることはIAS第16号第6項に準拠していないと結論付けた。したがって、執行者は、残存価額の算定に関し、報告期間の期末日ごとのブローカーの評価を考慮し、見積残存価額が帳簿価額よりも高い場合には減価償却費がゼロとなる新しいモデルを作成するよう発行者に求めた。

執行決定の根拠

82. IAS第16号第6項は、残存価額を、資産の耐用年数が到来した時点で予測される状態において、企業が当該資産を処分することによって現時点で受領すると予想される、見積処分コスト控除後の価額と定義している。船舶が20年経過していると仮定した場合に、現時点で売却できる金額を見積らなければならないことが残存価額の定義から示唆される。
83. IAS第16号第51項は、残存価額を少なくとも報告期間の末日ごとに見直すことを要求している。IAS第16号第50項によれば、資産の償却可能額は、耐用年数にわたって定期的に償却しなければならない。IAS第16号第53項は、資産の償却可能額は残存価額を控除した後算定されると定めている。
84. 発行者の当初モデルでは、残存価額が船舶の耐用年数全体にわたり一定であることが示唆されていた。執行者は、残存価額は、特に予想される売却が近づいた場合に修正が必要であり、残存価額は、耐用年数経過時点の処分収入から処分コストを控除した金額に近づかなければならないことに留意した。これは、残存価額が帳簿価額を上回った場合、残存価額が資産の帳簿価額より低い金額まで減少しない限り、資産の減価償却費はゼロのままとなると定めたIAS第16号第54項で確認されている。
85. 残存価額は、船舶の耐用年数が到来し、その時点で予測される状態にあるとした場合の報告日時点での価値として見積らなければならない。IAS第16号BC29項によれば、過去の事象により資産の予測残存価額が増加することは償却可能額に影響を与えるが、摩耗や減耗の影響以外による残存価額の将来の変動の予測は、償却可能額に影響を与えない。
86. IAS第16号には、耐用年数が経済的耐用年数よりも短いとみなされている場合の残存価額をどのように見積るかに関し、ガイダンスは示されていない。残存価額の見積りにかなりの不確実性が伴う場合であっても(特に新しい船舶に関し、市場に船舶がない場合)、残存価額の見積りは20年経過した類似の船舶の(処分コスト控除後)市場価額に対応していなければならない。そのような船舶が存在しない場合、残存価額は関連する市場価額から見積らな

ければならない。

87. 発行者は、見積りの変動性が大きくなるとして、ブローカーの評価を直接使っていなかった。執行者は、変動性を望まないことは、会計処理を正当化する説得力のある主張ではなく、ブローカーの評価が残存価額を見積る出発点として有用となる可能性があると考えた。執行者は、10年以上経過した一部の船舶のブローカーの評価は、残存価額を上回っていることに留意した。これは、残存価額が低すぎ、発行者がより早い段階で減価償却を停止していなければならなかったことを示唆するものであるかもしれない。